

「夜間・早朝等加算について」

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間・早朝等加算50点を診察料に加算させていただきます。

- 土曜日12時以降の診療
- 日曜日および国民の祝日と、12月29日～31日および1月1日～3日の診療日

「明細書発行体制管理加算について」

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の分かる明細書を発行しております。明細書発行体制管理加算1点を診察料に加算させていただきます。